



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 繊維製品品質表示規程の一部を改正する件(消費者庁六)
- 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する件(同七)
- 歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件(財務三一五)
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産二一)
- 種苗法第二十一条の二第三項の規定に基づき届出に係る事項を公示する件(農林水産二一六三、二一六四)
- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件(防衛二六三)
- 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件(同二六四)

五 三 二 一

(官庁報告)

産 業

日本産業規格(経済産業省)

(公 告)

諸 事 項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

五 三 二 一

告

示

○消費者庁告示第六号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条第一項の規定に基づき、繊維製品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第四号)の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。
令和三年十二月二十日
消費者庁長官 伊藤 明子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第六（第六条関係）				別表第六（第六条関係）			
分類		繊維等の種類		分類		繊維等の種類	
〔略〕	ポリアクリルニトリル系合成繊維			〔同上〕	アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの		
合成繊維				指定用語			
〔略〕	その他のもの		アクリル	〔同上〕	その他のもの		アクリル系
	モダクリル						

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1
(施行期日)
この告示は、令和四年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2
令和四年十二月三十一日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。
- 消費者庁告示第七号
家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第六号）の一部を次のように改正したので、同法第三条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。
令和三年十二月二十日
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

消費者庁長官 伊藤 明子

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
電気機械器具	品質に関し表示すべき事項	電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
〔略〕		〔同上〕	
テレビジョン受信機	一 〔略〕 二 区分名（産業用のもの、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの、映像を表示する装置であつて直視型でないもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの、ワイヤレス方式のもの及び電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するも	テレビジョン受信機	一 〔同上〕 二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三においても同じ。）